

平成27年度 第3回 吉田町総合教育会議

日 時 平成28年2月2日(火)

10:00～11:30

場 所 役場 2階 町民ホール

次 第

1 開会

(1) 町長あいさつ

(2) 教育委員長あいさつ

2 議事

(1) 吉田町教育大綱の策定について

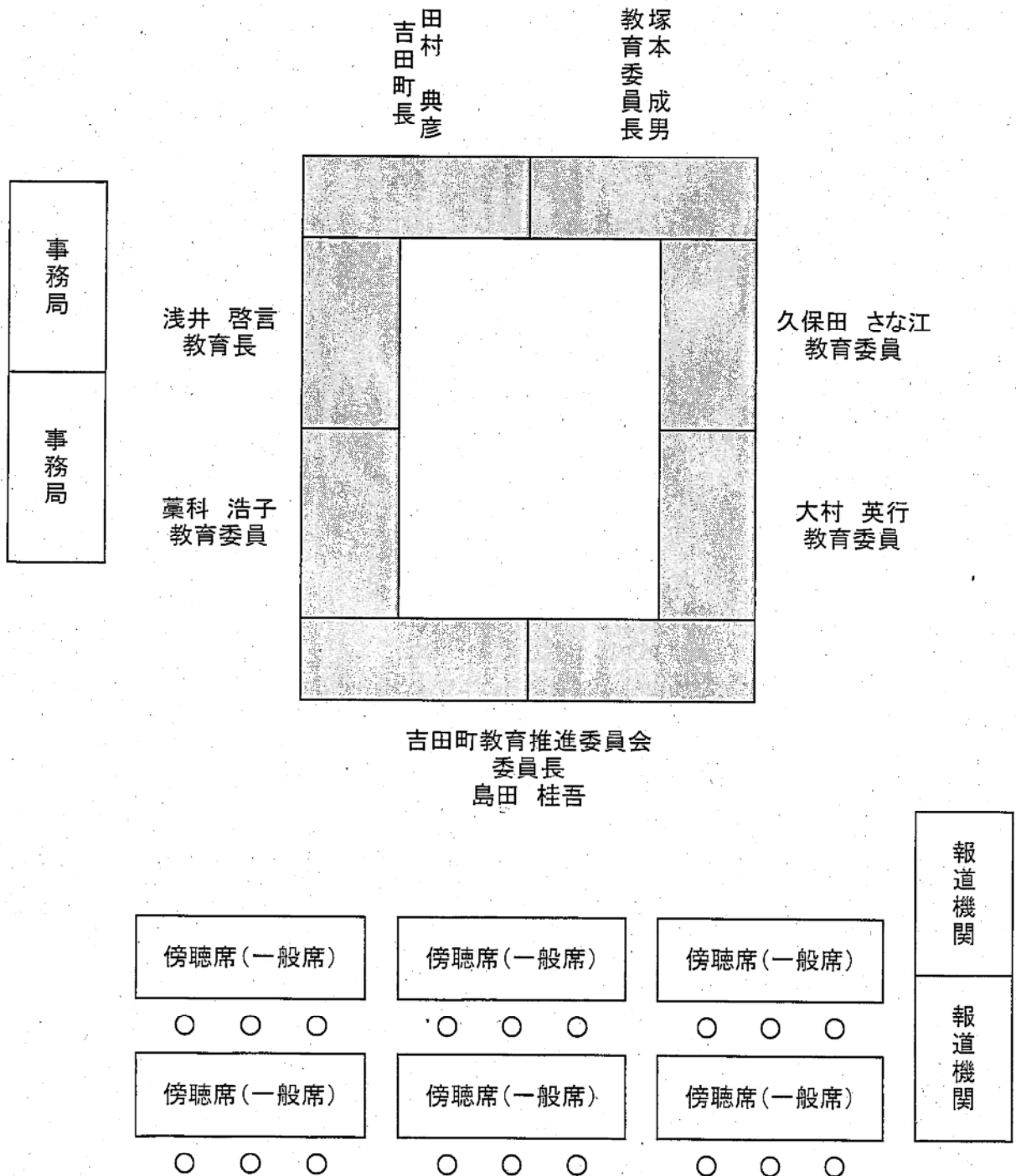
ア 吉田町教育大綱(素案)について

イ パブリックコメントー吉田町教育大綱(素案)の意見募集についてー

3 閉会

平成27年度 第3回 吉田町総合教育会議 座席表

日時 平成28年2月2日(火)10:00~11:30
 場所 役場 2階 町民ホール



吉田町教育大綱の体系図（平成28年度～平成31年度）

教育目標

生涯にわたり 学びあい
高めあふ 人づくり

基本方針

主体的に学び社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。

思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学ぶあう環境をつくりめます。

目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。

郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興します。

施策の方向性

- 重点施策 切れ目のない効果的な「つなごりのある教育」を推進していきます。
- 重点施策 将来を担う子供たちへの「確かな学力の定着」を推進していきます。
- 重点施策 一人ひとりの個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進していきます。
- 重点施策 自己実現が図られるよう多様なニーズに応じた生涯学習活動を推進していきます。

- 重点施策 快適な学びの場の充実により安心して教育が受けられる環境整備を推進していきます。
- 重点施策 「地域の子どもは地域で育てる」ことを目指した地域教育を推進していきます。
- 重点施策 相手の立場に立って考え行動できるたくましい青少年の育成を推進していきます。

- 重点施策 いつでもどこでも誰もが気軽に楽しめるスポーツ振興を推進していきます。
- 重点施策 スポーツ・レクリエーション活動を支える団体の育成・連携を推進していきます。

- 重点施策 地域の歴史・伝統や優れた芸術文化にふれ親しむ機会の充実を推進していきます。
- 重点施策 町の魅力を高める文化活動を推進していきます。

当町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定を進めています。

この教育に関する大綱（素案）は、「教育目標」「基本方針」「施策の方向性」で構成され、当町の教育における基本的方向性を明らかにし、第5次吉田町総合計画前期基本計画に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間を期間として策定することとしております。

このたび、吉田町教育大綱を策定するに当たり、その素案をお知らせするとともに、町民の皆様から広く意見を募集いたします。

1 パブリックコメント募集内容

吉田町教育大綱（素案）に対する御意見を募集します。

2 閲覧及び募集期間

平成28年2月3日（水）から平成28年2月16日（火）まで

※ 郵送での提出は、2月16日（火）必着となります。

3 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 町内に住所を有する人
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する人
- (3) 町内に事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 町内の学校に在学する人
- (5) 町税の納税義務者

4 閲覧及び意見書の配布場所

- (1) 町ホームページ <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp>
- (2) 吉田町役場 5階 教育委員会事務局（平日午前8時15分～午後5時）
- (3) 吉田町役場 1階 吉田町情報コーナー

※ 平日及び日曜開庁実施日の午前8時15分～午後5時。ただし、日曜開庁実施日の午後0時～午後1時を除く。

※ 閉庁日及び時間外は、町ホームページでの閲覧・配布のみとなります。

5 意見の提出方法

- (1) 提出様式 吉田町教育大綱（素案）に対する意見書
- (2) 提出先 吉田町教育委員会事務局 教育総務部門

(3) 提出方法

- ア メール gakkou@town.yoshida.shizuoka.jp
イ 郵便 〒421-0395 吉田町住吉 87 番地 (2月16日(火)必着)
ウ FAX 0548-33-2155
エ 持参 吉田町役場 5階 教育委員会事務局

※ 必ず住所、氏名、連絡先を記入してください。

※ 口頭、電話、匿名による受付は行いません。

6 意見の取扱い及び公表

- (1) 提出された意見は、「吉田町教育大綱」策定の参考とします。
- (2) 提出された意見に対する個別の回答は行いません。
- (3) 類似の意見は集約し、「吉田町教育大綱」の公表と併せて回答を公表します。
- (4) 意見を公表する場合は、意見の内容以外は公表いたしません。

7 問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務部門 電話 0548-33-2151 (直通)

パブリックコメント【吉田町教育大綱（素案）】に対する意見書 提出様式

吉田町教育大綱（素案）に対する御意見を御記入ください。

| 住 所 | ※ | | |
|--------------------------------|-----|----------------------|----|
| 氏名又は法人・団体名 | ※ | | |
| 電 話 番 号 | ※ | | |
| メー ル ア ド レ ス | | | |
| 提出者の区分 (該当する番号に○印をつけてください。) | | 1 町内に住所を有している | |
| | | 2 町内に事務所又は事業所を有している | |
| | | 3 町内の事務所又は事業所に勤務している | |
| | | 4 町内の学校に在学している | |
| | | 5 町税納税義務者 | |
| 御 意 見 の 内 容 | | | |
| ページ及び行数 | ページ | 行目から | 行目 |
| 記入欄 | | | |
| ページ及び行数 | ページ | 行目から | 行目 |
| 記入欄 | | | |

- ① ※欄の「住所」、「氏名又は法人・団体名」、「電話番号」は必ず御記入ください。法人・団体の場合、事務所の所在地、名称及び代表者名の記入をお願いします。
- ② いただいた御意見に対応するページ及び行数の記入をお願いします。記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください。
- ③ パブリックコメントの実施結果の公表時には、「記入欄」以外の内容(住所・氏名等)は公表いたしません。
- ④ 御記入いただく個人情報(住所、氏名、電話番号等)につきましては、今回募集する御意見について確認する必要がある場合のみ利用させていただきます。
- ⑤ いただいた御意見に対して個別の回答はいたしません。あらかじめ御了承ください。

【提出期間】平成28年2月3日（水）から2月16日（火）まで

【提出先及び問合せ先】

住 所：〒421-0395 榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町教育委員会事務局 教育総務部門

電 話：0548-33-2151 FAX：0548-33-2155

メール：gakkou@town.yoshida.shizuoka.jp

【別紙】

| 御意見の内容 | | | |
|---------|-----|------|----|
| ページ及び行数 | ページ | 行目から | 行目 |
| 記入欄 | | | |
| ページ及び行数 | ページ | 行目から | 行目 |
| 記入欄 | | | |
| ページ及び行数 | ページ | 行目から | 行目 |
| 記入欄 | | | |
| ページ及び行数 | ページ | 行目から | 行目 |
| 記入欄 | | | |
| ページ及び行数 | ページ | 行目から | 行目 |
| 記入欄 | | | |

吉田町教育大綱(素案)

平成28年〇月

静岡県吉田町

目 次

| | |
|--------------|---|
| ○ はじめに | 1 |
| ○ 第1章 総 論 | 2 |
| ○ 第2章 教育目標 | 4 |
| ○ 第3章 基本方針 | 5 |
| ○ 第4章 施策の方向性 | 6 |

別紙 吉田町教育大綱 体系図

はじめに

作成中

平成28年〇月

吉田町長 田村典彦

第1章 総論

○ 大綱の趣旨

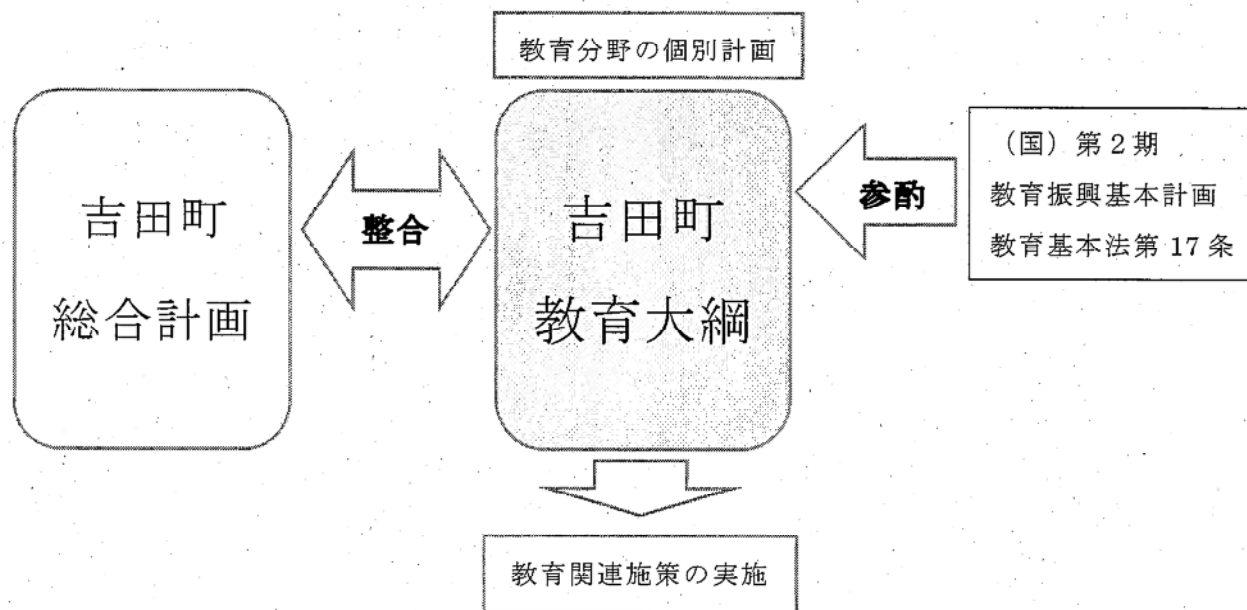
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。

これを受け、町長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定される基本的な方針（国の第2期教育振興基本計画）を参酌した上で、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

吉田町教育大綱は、学校・地域等で教育に従事している方や精通している方をメンバーとする吉田町教育推進委員会の意見を取り入れ、町長が総合教育会議を経て策定したものです。

○ 大綱の性格

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づいて、吉田町の教育における基本的方向性を明らかにし、かつ、本町の最上位計画である吉田町総合計画の分野別計画と位置づけられるもので、今後の町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針となります。



○ 大綱の期間

この大綱の期間は、第5次吉田町総合計画の前期基本計画に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、見直しが必要な場合には、吉田町総合教育会議において協議し、適時変更していくことにします。

○ 大綱の構成

この大綱は、「教育目標」、「基本方針」、「施策の方向性」で構成されています。

「教育目標」は、吉田町の目指す教育を明らかにし、「基本方針」は、教育政策の方針を掲げ、「施策の方向性」は、重点的に取り組む施策を掲げています。

第2章 教育目標

生涯にわたり 学びあい高めあう人づくり

私たちは、町民憲章に掲げる「美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくり」の実現をめざしています。この実現に向かって、私たちは「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を進めます。

この町のすべての人々が生涯にわたり学びあい高めあう教育は、かつて先人たちが大井川の洪水との闘いの中で多くを学び、新たな開拓を進めてきたことに例えられるように、あらゆる場面での活力の「源」となり、やがて人生を切り拓くための「礎」となるものです。そして、そこでは郷土を愛する心とともに、学び（教育）のふるさとに感謝する心を持ち、これからの時代を生き抜く自信と誇りに満ちた人格が形成されていきます。

吉田町は、この教育目標を達成するため、基本方針に沿って教育諸施策を推進し、もって、第5次吉田町総合計画の施策の大綱に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現をめざします。

第3章 基本方針

教育目標の達成に向けて、次の方針を掲げ、取り組んでいきます。

- 主体的に学び社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。

目まぐるしく変化する時代の中にあって、たくましく社会を生き抜いていくには、豊富な知識を備えていることが必要です。困難な壁に行く手を遮られたとしても、また、いきいきと暮らしていく上でも、自らの力で乗り越え、切り拓くための知識と教養の習得を推進していきます。

- 思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくります。

豊かな心が育まれるには、暮らしの様々な場面の中での人々のふれあいや経験が必要です。すべての人々にとって、学びやすく、活動しやすい空間が創出できるよう快適な教育環境をつくっていきます。

- 目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。

前向きで常に向上心をもつことができるようにするには、心身ともに健康であることが必要です。たくましく成長し続ける資質を兼ね備えた人材を育むため、スポーツ・レクリエーションが生活の一部として定着するよう推進していきます。

- 郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興します。

郷土に愛着と誇りを持ち続けていくには、地域の歴史や伝統文化を学び、良いところを発見していくことが必要です。町の魅力をさらに高め、そして創意工夫により地域の文化が創造できるよう、町民の文化活動を振興していきます。

第4章 施策の方向性

基本方針に沿って、重点施策を掲げ、施策の着実な推進を図ります。

主体的に学び社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。

- 重点施策 切れ目のない効果的な「つながりのある教育」を推進していきます。
- 重点施策 将来を担う子供たちへの「確かな学力の定着」を推進していきます。
- 重点施策 一人ひとりの個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進していきます。
- 重点施策 自己実現が図られるよう多様なニーズに応じた生涯学習活動を推進していきます。

思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくります。

- 重点施策 快適な学びの場の充実により安心して教育が受けられる環境整備を推進していきます。
- 重点施策 「地域の子どもは地域で育てる」ことを目指した地域教育を推進していきます。
- 重点施策 相手の立場に立って考え行動できるたくましい青少年の育成を推進していきます。

目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。

- 重点施策 いつでもどこでも誰もが気軽に楽しめるスポーツ振興を推進していきます。
- 重点施策 スポーツ・レクリエーション活動を支える団体の育成・連携を推進していきます。

郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興します。

- 重点施策 地域の歴史・伝統や優れた芸術文化にふれ親しむ機会の充実を推進していきます。
- 重点施策 町の魅力を高める文化活動を推進していきます。

吉田町民憲章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、
吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくり
をめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。

平成元年 8 月 14 日制定